

障発 1226 第 1 号  
令和 7 年 12 月 26 日

各 都道府県知事 殿  
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

### 「情報通信機器を用いた精神療法の適切な実施に関する指針」の策定について

遠隔医療については、情報通信技術の発展並びに地域の医療提供体制及び医療ニーズの変化に伴い需要が高まっており、これまで「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」（平成 9 年 12 月 24 日付け健政発第 1075 号厚生省健康政策局長通知）において、その基本的な考え方や医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 20 条等との関係から留意すべき事項が示され、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成 30 年厚生労働省医政局長通知の別紙）の策定等により段階的に利活用の環境が整備・推進されてきた。

また、情報通信機器を用いた精神療法（以下「オンライン精神療法」という。）については、精神医療の現場で安全かつ有効に活用することができるよう令和 4 年度障害者総合福祉推進事業において「情報通信機器を用いた精神療法に係る指針」が作成されたが、規制改革実施計画（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）において、適切なオンライン精神療法の普及を推進するために、令和 7 年末までに新たな指針を策定すること等が求められたことを踏まえ、厚生労働省において、「精神保健医療福祉の今後の施策推進に関する検討会」を開催し、オンライン精神療法のあり方について検討を行ったところである。

今般、当該検討会において、精神保健福祉センター、保健所及び市区町村が実施する保健師等による訪問指導の対応件数が増加傾向であることや行政が行うアウトリーチ支援から必要な方を医療につなげるための支援が重要である等といった精神保健福祉の現状等を踏まえ、一定の条件を満たす場合において、行政が訪問指導等を行っている未治療者、治療中断者又はひきこもりの者等に対して、初診からのオンライン精神療法の活用を可能とすること等の結論が得られたことを踏まえ、別紙のとおり「情報通信機器を用いた精神療法の適切な実施に関する指針」を策定した。

貴職におかれてはこれを御了知の上、貴管下精神科医療機関に対する周知、知事におかれては管下市区町村に対する周知の徹底をお願いする。